

山梨県公報

号外第七十四号

平成二十年

十二月二十六日

金 曜 日

目 次

山梨県地球温暖化対策条例	四
山梨県統計調査条例の全部を改正する条例	七
山梨県知事等の給料の特例に関する条例及び山梨県職員等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例	〇
山梨県職員給与条例の一部を改正する条例	一
山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例	一
山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例	一
山梨県手数料条例の一部を改正する条例	二
山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例	二
山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例	二
山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	五
山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	一六

条例のあらまし

山梨県地球温暖化対策条例(条例第四十九号)(環境創造課)

- この条例は、山梨県環境基本条例の基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、事業者、県民、環境保全活動団体及び観光旅行者等の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするものとした。
- 「地球温暖化」、「地球温暖化対策」、「温室効果ガス」、「温室効果ガスの排出」、「環境保全活動団体」、「観光旅行者等」及び「再生可能エネルギー」の用語の意義を定めるものとした。
- 県、事業者、県民、環境保全活動団体及び観光旅行者等の責務等を定めるものとした。
- 知事は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を実施するため、地球温暖化対策に関

する計画を策定することとし、毎年度、当該計画に基づく地球温暖化対策の実施状況を山梨県環境保全審議会に報告することとした。

5 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況の把握に努めるものとした。

6 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるもの(以下「特定事業者」という。)は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画(以下「排出抑制計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならないこととした。

7 特定事業者以外の事業者は、排出抑制計画を作成し、知事に提出することができることとした。

8 排出抑制計画を提出した事業者は、排出抑制計画の内容を変更したときは、変更後の排出抑制計画を知事に提出しなければならないこととした。

9 排出抑制計画(変更後の排出抑制計画を含む。以下同じ。)を提出した事業者は、その実施状況を知事に報告しなければならないこととした。この場合において、当該事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から、21により認証された温室効果ガスの吸収の量その他規則で定める措置を講ずることにより排出が抑制され、又は吸収された温室効果ガスの量を減じた量を報告することができることとした。

10 知事は、事業者から排出抑制計画の提出又は実施状況の報告があったときは、速やかに、その概要を公表するものとした。

11 自動車(原動機付自転車を含む。以下同じ。)を使用する者は、温室効果ガスの排出を抑制するため、自動車の使用の抑制に努めるとともに、自動車を使用する場合においては、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車を使用するよう努めるものとした。

12 自動車を使用し、又は所有する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための自動車の適正な運転及び整備(以下「環境に配慮した自動車の運転等」という。)に努めるものとした。

13 知事は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、公共交通機関の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとした。

14 事業者は、事業所の立地条件に応じ、従業員に対し、公共交通機関の利用、自動車の使用等の促進、環境に配慮した自動車の運転等に関する研修その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

15 事業の種類ごとに規則で定める台数以上の自動車を使用する事業者は、その使用する自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する計画(以下「自動車環境計画」という。)を作成し、知事に提出するよう努めなければならないこととした。

- 16 15の事業者以外の事業者は、自動車環境計画を作成し、知事に提出することができることとした。
- 17 自動車環境計画を提出した事業者は、自動車環境計画の内容を変更したときは、変更後の自動車環境計画を知事に提出するものとした。
- 18 自動車環境計画(変更後の自動車環境計画を含む。以下同じ。)を提出した事業者は、その実施状況を知事に報告するものとした。
- 19 知事は、事業者から自動車環境計画の提出又は実施状況の報告があったときは、速やかに、その概要を公表するものとした。
- 20 事業者、県民及び環境保全活動団体は、森林の持つ温室効果ガスの吸収作用に関する理解を深めるとともに、連携して、森林の適切な保全及び整備並びに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めるものとした。
- 21 知事は、事業者、環境保全活動団体その他の知事が定めるものが県内の森林の適切な整備を行った場合には、当該整備による温室効果ガスの吸収の量を認証することができることとした。
- 22 電気機器その他のエネルギーを消費する機械器具(以下「電気機器等」という。)を使用する者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない電気機器等を使用するよう努めるものとした。
- 23 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い電気機器等として規則で定めるもの(以下「特定電気機器等」という。)を規則で定める台数以上陳列して販売する者(店舗において販売する者に限る。以下「特定電気機器等販売事業者」という。)は、特定電気機器等の見やすい箇所に、当該特定電気機器等に係る省エネルギー性能に関する情報を表示しなければならないこととし、特定電気機器等を購入しようとする者に対し、その販売する特定電気機器等に係る省エネルギー性能について説明しなければならないこととした。
- 24 県は、率先して、再生可能エネルギーを変換してその事務及び事業のために使用する電気を得るための設備の導入その他再生可能エネルギーの利用の推進のために必要な措置を講ずるものとし、事業者及び県民に対し、再生可能エネルギーの利用の促進を図るための情報提供その他の必要な措置を講ずるものとした。
- 25 事業者は、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとした。
- 26 県は、学校、地域、家庭等と連携し、幅広い世代を対象に、学校教育、社会教育、家庭教育その他あらゆる機会を通じて、地球温暖化の防止に関する教育及び学習を推進するものとし、知事は、その指針を定めなければならないこととした。
- 27 知事は、事業者、県民、環境保全活動団体及び観光旅行者等が、この条例に基づく

- 地球温暖化対策を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができることとした。
- 28 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者及び特定電気機器等販売事業者に対し、この条例に基づく措置の実施状況その他の必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができることとした。
- 29 特定事業者及び特定電気機器等販売事業者に対する勧告及び公表に関する規定を設けることとした。
- 30 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。
- 31 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、6から10まで、15から19まで、21、23、28及び29については、平成二十一年四月一日から施行することとした。
- 山梨県統計調査条例(条例第五十号)(統計調査課)**
- 1 統計法の全部改正にかんがみ、統計データの有効利用の促進等を図るため、次のとおり改正を行うこととした。
 - (一) 統計データの有効利用の促進を図るため、他の統計の作成等の目的で調査票情報を利用することや、国、市町村等へ提供することができるようにすることとした。
 - (二) 統計調査の対象者の秘密保護の強化を図るため、統計調査を装った情報の取得を禁止したり、二次利用の目的で調査票情報の提供を受けた者に対し守秘義務等を課すとともに、これらの違反行為に対して罰則を設けることとした。
 - (三) 現行条例で規定しているものうち、新統計法が直接適用となる調査票情報の適正管理に関する規定等を削除することとした。
- 2 旧条例の規定により指定を受けている県指定統計を作成するための調査その他の事項について経過措置を設けることとした。
- 3 山梨県個人情報保護条例について規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。
- 山梨県知事等の給料の特例に関する条例及び山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十一号)(人事課)**
- 1 行財政改革の推進等にかんがみ、次の改正を行うこととした。
 - (一) 山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部改正
平成二十一年四月一日から平成二十三年九月三十日までの間、次の表の上欄に掲げる職員の給料について、同表の中欄に掲げる率をそれぞれの同表の下欄に掲げる率に引き上げ、当該給料の額に乘じて得た額を減額することとした。

知事 百分の十

百分の十二

副知事 公営企業管理者 教育長 常勤監査委員	百分の七	百分の九
---------------------------------	------	------

(二) 山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部改正

(1) 平成二十一年四月一日から平成二十三年九月三十日までの間、次の表の上欄に掲げる職員の給料について、同表の中欄に掲げる率をそれぞれの同表の下欄に掲げる率に引き上げ、当該率を当該給料の額に乗じて得た額を減額することとした。

管理職手当の支給を受ける者のうち知事が定める者	百分の四	百分の六
大学の学長	百分の三・二	百分の四・八

(2) 管理職手当の支給を受ける者(知事が定める者を除く。)の給料を減額する期間を平成二十三年九月三十日まで延長することとした。

(3) 平成二十一年四月一日から平成二十三年九月三十日までの間、(1)及び(2)の職員以外の職員の給料について、百分の二を当該給料の額に乗じて得た額を減額することとした。

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例(条例第五十二号)(人事課)

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成二十年十月十七日付けの給与等に関する報告及び勧告等にかんがみ、次の改正を行うこととした。

(一) 医師の初任給調整手当について、最高額を三十万六千九百円から四十一万九百円に引き上げることとした。

(二) 四輪自動車を使用して通勤する職員の通勤手当について、条例で定額を定める方法から、前年一月から十二月までのガソリン等の平均価格を各年度の通勤手当額に反映させる方法に改めることとした。

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(条例第五十三号)(教育庁福利給

与課)

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成二十年十月十七日付けの給与等に関する報告等にかんがみ、次の改正を行うこととした。

(一) 四輪自動車を使用して通勤する職員の通勤手当について、条例で定額を定める方法から、前年一月から十二月までのガソリン等の平均価格を各年度の通勤手当額に反映させる方法に改めることとした。

(二) 義務教育等教員特別手当について、最高額を二万二百円から一万五千九百円に引き下げることにした。

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(条例第五十四号)(警察本部警務課)

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成二十年十月十七日付けの給与等に関する報告等にかんがみ、四輪自動車を使用して通勤する職員の通勤手当について、条例で定額を定める方法から、前年一月から十二月までのガソリン等の平均価格を各年度の通勤手当額に反映させる方法に改めることとした。

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第五十五号)(市町村課)

1 政治資金規正法の一部改正にかんがみ、次の手数料を定めることとした。

収支報告書等の写しの交付手数料 用紙一枚につき十円

2 この条例は、平成二十一年一月一日から施行することとした。

山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例(条例第五十六号)(県立病院経営企画室)

1 県立中央病院が産科医療補償制度に加入することに伴い、次の診療に係る料金以外の料金を定めることとした。

産科医療補償制度負担金 一件につき三万円

2 この条例は、平成二十一年一月一日から施行することとした。

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例(条例第五十七号)(道路管理課)

1 道路法施行令の一部改正にかんがみ、次の改正を行うこととした。

(一) 県が管理する道路の占用料の額について、国が管理する国道の占用料と同額とすることとした。

(二) 非常災害時に道路区域内に設置する応急仮設住宅について、占用料を減免することができるとした。

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第五十八号)(建築指導課)

- 1 建築基準法の一部改正等にかんがみ、次の改正を行うこととした。
 - (一) 建築確認等に係る手数料の額を、審査等に係る事務量に応じた額に変更することとした。
 - (二) 国、都道府県又は建築主事を置く市町村等が行う計画の通知について、審査等に係る手数料を徴収することとした。
 - (三) 建築確認及び計画の通知について、構造計算適合性判定を行わなかった場合には、構造計算適合性判定に係る手数料に相当する額を還付することができることとした。
 - 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。ただし、1(三)については、公布の日から施行することとした。
- 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例**(議会)
- 1 議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席するため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給することとした。
 - 2 山梨県議会議事堂において開かれる会議等に出席するため旅行したときの旅費について、定額を支給する方法から実費を支給する方法に改めることとした。
 - 3 この条例は、平成二十一年一月一日から施行することとした。

条 例

山梨県地球温暖化対策条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十九号

山梨県地球温暖化対策条例

目次

- 第一章 総則(第一条 第七条)
- 第二章 地球温暖化対策実行計画等(第八条・第九条)
- 第三章 事業活動に関する地球温暖化対策(第十条・第十一条)
- 第四章 自動車の使用に関する地球温暖化対策(第十二条 第十四条)
- 第五章 森林の保全及び整備等に関する地球温暖化対策(第十五条・第十六条)
- 第六章 電気機器等に関する地球温暖化対策(第十七条・第十八条)
- 第七章 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策(第十九条)
- 第八章 環境物品等の調達の推進に関する地球温暖化対策(第二十条)

- 第九章 地球温暖化の防止に関する教育及び学習(第二十一条)
- 第十章 雑則(第二十二条 第二十五条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、山梨県環境基本条例(平成十六年山梨県条例第二号)の基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、県、事業者、県民、環境保全活動団体及び観光旅行者等の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気中の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- 二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- 三 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号。第五号において「法」という。)第一条第三項に規定する温室効果ガスをいう。
- 四 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。
- 五 環境保全活動団体 法第二十四条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センターその他環境の保全を図るための活動を行うことを主たる目的として組織された団体をいう。
- 六 観光旅行者等 観光旅行、余暇活動等の目的で一時的に県内に滞在する者をいう。
- 七 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。(を熱源とする熱その他規則で定めるものをいう。)

(県の責務)

第三条 県は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による地球温暖化対策の策定に当たっては、市町村、事業者、県民及び環境保全活動団体と連携して、これを行うものとする。

3 県は、第一項の規定による地球温暖化対策の実施に当たっては、市町村、事業者、県民、環境保全活動団体及び観光旅行者等と連携して、これを行うものとする。

4 県は、市町村が行う地球温暖化対策を促進するための技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

5 県は、事業者、県民、環境保全活動団体及び観光旅行者等が行う地球温暖化対策を促進するための支援を行うものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出が地球温暖化の要因となっていることを自覚するとともに、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、その日常生活に伴う温室効果ガスの排出が地球温暖化の要因となっていることを自覚するとともに、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

(環境保全活動団体の責務)

第六条 環境保全活動団体は、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行うとともに、その活動を通じて、事業者、県民及び観光旅行者等の地球温暖化の防止に関する理解を深め、並びにこれらの者の地球温暖化対策への参加を促進するものとする。

2 環境保全活動団体は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

(観光旅行者等の責務)

第七条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 観光旅行者等は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

第二章 地球温暖化対策実行計画等

(地球温暖化対策実行計画)
第八条 知事は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を実施するため、地球温暖化対策に関する計画(以下この条及び次条において「地球温暖化対策実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地球温暖化対策実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 県内における温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標

二 県が自らの事務及び事業に関して行う温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

三 前二号の目標を達成するために必要な施策に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、地球温暖化対策実行計画の実施に関し必要な事項

3 知事は、地球温暖化対策実行計画を策定しようとするときは、山梨県環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、地球温暖化の防止に係る技術の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、必要があるとき、地球温暖化対策実行計画を変更するものとする。

5 第三項の規定は、地球温暖化対策実行計画の変更について準用する。

(地球温暖化対策の実施状況の報告)

第九条 知事は、毎年度、地球温暖化対策実行計画に基づく地球温暖化対策の実施状況を山梨県環境保全審議会に報告しなければならない。

第三章 事業活動に関する地球温暖化対策

(温室効果ガスの排出の状況の把握)

第十条 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況の把握に努めるものとする。

(排出抑制計画)

第十一条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるもの(第三項、第二十三条及び第二十四条第一項において「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画(以下この条において「排出抑制計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 排出抑制計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況

二 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量について事業者が自ら定める目標

三 前号の目標を達成するための基本方針及び当該基本方針に基づき講ずる措置

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 特定事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、排出抑制計画を作成し、知事に提出することができる。

4 第一項又は前項の規定により排出抑制計画を提出した事業者は、排出抑制計画の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の排出抑制計画を知事に提出しなければならない。

5 第一項又は第三項の規定により排出抑制計画を提出した事業者は、規則で定めるところにより、排出抑制計画(前項の規定により変更後の排出抑制計画を提出した事業者にあつては、変更後の排出抑制計画)の実施状況を知事に報告しなければならない。

この場合において、当該事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から、第十六条の規定により認証された温室効果ガスの吸収の量その他規則で定める措置を講ずることにより排出が抑制され、又は吸収された温室効果ガスの量を減じた量を報告することができる。

6 知事は、第一項若しくは第三項の規定による排出抑制計画の提出があつたとき、第四項の規定による変更後の排出抑制計画の提出があつたとき又は前項の規定による実施状況の報告があつたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

第四章 自動車の使用に関する地球温暖化対策

(自動車の使用の抑制等)

第十二条 自動車(原動機付自転車を含む。以下この条及び第十四条第一項において同じ。)を使用する者は、温室効果ガスの排出を抑制するため、公共交通機関の利用、自転車の使用等により、自動車の使用の抑制に努めるとともに、自動車を使用する場合においては、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車を使用するよう努めるものとする。

2 自動車を使用时、又は所有する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための自動車の適正な運転及び整備(次条において「環境に配慮した自動車の運転等」という。)に努めるものとする。

3 知事は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、公共交通機関の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(通動における温室効果ガスの排出の抑制)

第十三条 事業者は、その従業員の通動に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、事業所の立地条件に応じ、従業員に対し、公共交通機関の利用、自転車の使用等の促進、環境に配慮した自動車の運転等に関する研修その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自動車環境計画)

第十四条 事業の種類ごとに規則で定める台数以上の自動車を使用する事業者は、規則で定めるところにより、その使用する自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する計画(以下この条において「自動車環境計画」という。)を作成し、知事に提出するよう努めなければならない。

2 前項の事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、自動車環境計画を作成し、知事に提出することができる。

3 前二項の規定により自動車環境計画を提出した事業者は、自動車環境計画の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の自動車環境計画を知事に提出するものとする。

4 第一項又は第二項の規定により自動車環境計画を提出した事業者は、規則で定めるところにより、自動車環境計画(前項の規定により変更後の自動車環境計画を提出した事業者にあつては、変更後の自動車環境計画)の実施状況を知事に報告するものとする。

5 知事は、第一項若しくは第二項の規定による自動車環境計画の提出があつたとき、第三項の規定による変更後の自動車環境計画の提出があつたとき又は前項の規定による実施状況の報告があつたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

第五章 森林の保全及び整備等に関する地球温暖化対策

(森林の保全及び整備の推進等)

第十五条 事業者、県民及び環境保全活動団体は、森林の持つ温室効果ガスの吸収作用に関する理解を深めるとともに、連携して、森林の適切な保全及び整備並びに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めるものとする。

(温室効果ガスの吸収の量の認証)

第十六条 知事は、事業者、環境保全活動団体その他の知事が定めるものが県内の森林の適切な整備を行った場合には、知事が定めるところにより、当該整備による温室効果ガスの吸収の量を認証することができる。

第六章 電気機器等に関する地球温暖化対策

(温室効果ガスの排出の量がより少ない電気機器等の使用)

第十七条 電気機器その他のエネルギーを消費する機械器具(以下この条及び次条第一項において「電気機器等」という。)を使用する者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない電気機器等を使用するよう努めるものとする。

(省エネルギー性能の表示等)

第十八条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い電気機器等として規則で定めるもの(以下この条において「特定電気機器等」という。)を規則で定める台数以上陳列して販売する者(店舗において販売する者に限る。次項、第二十三条及び第二十四条第一項において「特定電気機器等販売事業者」という。)は、規則で定めるところにより、特定電気機器等の見やすい箇所に、当該特定電気機器等に係る省エネルギー性能(エネルギーの消費量との対比における特定電気機器等の性能として規則で定める方法により算定した数値をいう。次項において同じ。)に関する情報を表示しなければならない。

2 特定電気機器等販売事業者は、特定電気機器等を購入しようとする者に対し、その販売する特定電気機器等に係る省エネルギー性能について説明しなければならない。

第七章 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策

第十九条 県は、率先して、再生可能エネルギーを交換してその事務及び事業のために

使用する電気を得るための設備の導入その他再生可能エネルギーの利用の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、事業者及び県民による再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、これらの者に対し、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第八章 環境物品等の調達の推進に関する地球温暖化対策

第二十条 事業者は、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二条第一項に規定する環境物品等をいう。）の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

第九章 地球温暖化の防止に関する教育及び学習

第二十一条 県は、学校、地域、家庭等と連携し、幅広い世代を対象に、学校教育、社会教育、家庭教育その他あらゆる機会を通じて、地球温暖化の防止に関する教育及び学習を推進するものとする。

2 知事は、地球温暖化の防止に関する教育及び学習を推進するための指針を定めなければならない。

第十章 雑則

（指導及び助言）

第二十二条 知事は、事業者、県民、環境保全活動団体及び観光旅行者等が、この条例に基づき地球温暖化対策を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

（報告及び資料の提出）

第二十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者及び特定電気機器等販売事業者に対し、この条例に基づき措置の実施状況その他の必要な事項に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告及び公表）

第二十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 第十一条第一項又は第四項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした特定事業者

二 第十一条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした特定事業者

三 第十八条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による説明をせず、若しくは虚偽の説明をした特定電気機器等販売事業者

四 前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

2 知事は、前項各号に掲げる者が正当な理由がなく同項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その理由を当該者に通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十三条及び第二十四条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。（経過措置）

2 この条例の施行の日から地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第二条第五号の規定の適用については、同号中「地域地球温暖化防止活動推進センター」とあるのは、「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」とする。

山梨県統計調査条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十号

山梨県統計調査条例

山梨県統計調査条例（昭和二十七年山梨県条例第十一号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、統計法（平成十九年法律第五十三号）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、「県統計調査」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び警察本部長（以下「知事等」という。）が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 知事等が県の機関の内部において行うもの
 - 二 統計法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、他の地方公共団体に
対し、報告を求めることが規定されているもの
 - 三 国の行政機関（統計法第二条第一項に規定する行政機関をいう。第十条において
同じ。）その他の者からの委託を受けて行うもの
 - 四 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（第一条第五号に規定する事務に
関して行うもの
- 2 この条例において「県基幹統計調査」とは、県統計調査のうち特に重要なものであ
つて、知事等が指定したものをいう。
- （県基幹統計調査の指定の公示等）
- 第三条** 知事等は、前条第二項の規定による指定（以下この条において単に「指定」と
いう。）をしたときは、その旨を公示しなければならない。指定を解除したときも同
様とする。
- 2 知事等は、県統計調査を行うおとすときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公示
しなければならない。この場合において、当該県統計調査が県基幹統計調査であると
きは、その旨を併せて公示しなければならない。
 - 一 調査の名称及び目的
 - 二 調査対象の範囲
 - 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 四 報告を求める者
 - 五 報告を求めるために用いる方法
 - 六 報告を求める期間その他必要な事項
- （報告義務）
- 第四条** 知事等は、県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他
の団体に対し報告を求めることができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはな
らない。
 - 3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の
行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代
理人が本人に代わつて報告する義務を負つ。
- （統計調査員）
- 第五条** 知事等は、県基幹統計調査を行うために必要があるときは、統計調査員を置く
ことができる。
- 2 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、調査票の配布、収集その他県基幹統計調

- 査に関する事務に従事する。
- （立入検査等）
- 第六条** 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めると
きは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出
を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他
の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明
書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならな
い。
- （県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止）
- 第七条** 何人も、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は
説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の
情報を取得してはならない。
- （結果の公表）
- 第八条** 知事等は、県基幹統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他
の適切な方法により公表しなければならない。
- 2 前項の規定は、県基幹統計調査以外の県統計調査の結果の公表について準用する。
ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
- （調査票情報の二次利用）
- 第九条** 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報（統計法第二条
第十一項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。
- 一 統計の作成又は統計的研究（次条において「統計の作成等」という。）を行う場
合
 - 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
- （調査票情報の提供）
- 第十条** 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その
行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。
- 一 国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として規則で定める者
統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
 - 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として
規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等
- （調査票情報の提供を受けた者による適正な管理）
- 第十一条** 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に

管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者又はその者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

二 第十二条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第十五条 第十二条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定により県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

二 県基幹統計調査に関する業務に従事する者で当該県基幹統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第六条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(県指定統計調査に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の山梨県統計調査条例(次項から附則第五項までにおいて「旧条例」という。)第二条第二項の規定により指定を受けている県指定統計を作成するための調査は、この条例による改正後の山梨県統計調査条例(次項及び附則第四項において「新条例」という。)第二条第二項の規定により指定を受けた県基幹統計調査とみなす。

(旧条例の規定により告示された県統計調査等に関する経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第三条の規定により告示された県統計調査及び県指定統計調査は、施行日において新条例第三条第二項の規定により公示された県統計調査及び県指定統計調査とみなす。

(調査票の使用に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に旧条例第八条ただし書の規定により調査票を使用している者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新条例の規定にかかわらず、従前の例により当該調査票を使用することができる。

(結果の公表に関する経過措置)

5 施行日前に公表されていない県指定統計調査の結果に対する旧条例第十条の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(山梨県個人情報保護条例の一部改正)

7 山梨県個人情報保護条例(平成十七年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第七十条を次のように改める。

(適用除外)

第七十条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- 一 統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第六項に規定する基幹統計調査及び同条第七項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第十一項に規定する「調査票情報」をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第五十二条第一項に規定する個人情報
- 二 山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第二条に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

山梨県知事等の給料の特例に関する条例及び山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十一号

山梨県知事等の給料の特例に関する条例及び山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県知事等の給料の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十八年一月一日から平成二十一年十二月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年九月三十日まで」に、「百分の十」を「百分の十二」に、「百分の七」を「百分の九」に改める。

第二条から第四条までの規定中「百分の七」を「百分の九」に改める。

(山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県職員等の給与の特例に関する条例(平成十七年山梨県条例第五百号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(給料月額の特例)

第一条 平成二十一年四月一日から平成二十三年九月三十日までの間(以下「特例期間」という。)に係る山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第二十九号)以下「職員給与条例」という。)、第六条、山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)以下「学校職員給与条例」という。)、第五条、山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)以下「警察職員給与条例」という。)、第六条及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(平成十五年山梨県条例第五十九号)以下「任期付職員条例」という。)(第七条第一項に定める給料表の適用を受ける職員の給料の月額については、職員給与条例第七条第二項、第八条の四及び第八条の六から第八条の十まで、学校職員給与条例第五条の二第二項、第七条の四及び第八条の二から第八条の六まで、警察職員給与条例第七条第二項、第八条の五から第八条の九まで及び第十二条並びに任期付職員条例第七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により支給すべき額から、当該額に次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額を支給する。

- 一 管理職手当の支給を受ける者(職員給与条例第十一条の二、学校職員給与条例第十一条の二及び警察職員給与条例第十二条の二の規定により管理職手当の支給を受ける者をいう。第三号において同じ。)(のうち知事が定める者 百分の六)
- 二 大学の学長(学校職員給与条例別表第一の五級指定号給に定める給料月額を支給を受ける者をいう。) 百分の四・八
- 三 管理職手当の支給を受ける者のうち第一号に掲げる者以外の者 百分の四
- 四 前三号に掲げる者以外の者 百分の二

2 職員給与条例、学校職員給与条例及び警察職員給与条例の規定により支給する給料の調整額及び手当、山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年山梨県条例第四十七号)の規定により支給する教職調整額、任期付職員条例の規定により支給する特定任期付職員業績手当並びに山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の規定により支給する退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、前項の規定は、適用しない。

第二条の見出し中「企業職員」を「学校栄養職員等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

特例期間における学校職員給与条例第二十五条及び警察職員給与条例第三十三条の規定の適用については、これらの規定中「山梨県職員給与条例」とあるのは、「山梨県職員給与条例及び山梨県職員等の給与の特例に関する条例(平成十七年山梨県条例第五百号)」とする。

2 特例期間における単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十六年山梨県条例第七号)第三条の規定の適用については、同条中「給与条例」とあるのは、「給与条例、山梨県職員等の給与の特例に関する条例(平成十七年山梨県条例第五百号)」とする。

附則第二項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年九月三十日」に改め、「中」職員給与条例第七条第二項の下に、「第八条の四及び第八条の六から第

八条の十まで」を加え、「及び警察職員給与条例第七条第二項」を、「第七条の四及び第八条の二から第八条の六まで、警察職員給与条例第七条第二項、第八条の五から第八条の九まで及び第十二条」に改め、「職員給与条例第七条第二項及び」の下に、「第八条の四及び第八条の六から第八条の十まで並びに」を、「附則第十一条、学校職員給与条例第五条の第二項及び」の下に、「第七条の四及び第八条の二から第八条の六まで並びに」を加え、「並びに警察職員給与条例第七条第二項及び」を、「警察職員給与条例第七条第二項、第八条の五から第八条の九まで及び第十二条並びに」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十二号

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条の五第一項第一号中「三十万六千九百円」を「四十一万九百円」に改める。

第十五条第二項第二号口を次のように改める。

口 使用距離が片道五キロメートル以上である職員 片道の使用距離（その距離が八十一キロメートル以上である場合は、八十一キロメートルとする。）を二で除して得た距離（その距離に一キロメートル未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に二を乗じて得た距離に、人事委員会規則で定める基準により算出した定額（四輪の自動車を一キロメートル運行するのに要する標準的な費用の額（ガソリンの消費並びに原動機のオイル及びタイヤの損耗に係るものに限る。この場合において、ガソリン、原動機のオイル及びタイヤの価格については、各年度の初日の属する年の前年一月から十二月までの間における平均価格を基礎とするものとする。）に通勤回数の二倍の回数に乗じて算出するものとする。）を乗じて得た額

第十五条第二項第二号八からりまでを削る。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十三号

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第二号口を次のように改める。

口 使用距離が片道五キロメートル以上である教育職員 片道の使用距離（その距離が八十一キロメートル以上である場合は、八十一キロメートルとする。）を二で除して得た距離（その距離に一キロメートル未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に二を乗じて得た距離に、人事委員会規則で定める基準により算出した定額（四輪の自動車を一キロメートル運行するのに要する標準的な費用の額、ガソリンの消費並びに原動機のオイル及びタイヤの損耗に係るものに限る。この場合において、ガソリン、原動機のオイル及びタイヤの価格については、各年度の初日の属する年の前年一月から十二月までの間における平均価格を基礎とするものとする。）に通勤回数の二倍の回数に乗じて算出するものとする。）を乗じて得た額

第十四条第二項第二号八からりまでを削る。

第二十二条の五第二項中「二万二百円」を「一万五千九百円」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十四号

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第二号口を次のように改める。

口 使用距離が片道五キロメートル以上である職員 片道の使用距離（その距離が八十一キロメートル以上である場合は、八十一キロメートルとする。）を二で除して得た距離（その距離に一キロメートル未満の端数があるときは、これを四捨

五入する。)に二を乗じて得た距離に、人事委員会規則で定める基準により算出した定額(四輪の自動車を一キロメートル運行するのに要する標準的な費用の額(ガソリンの消費並びに原動機オイル及びタイヤの損耗に係るものに限る。この場合において、ガソリン、原動機オイル及びタイヤの価格については、各年度の初日の属する年の前年一月から十二月までの間における平均価格を基礎とするものとする。)(に通勤回数之二倍の回数に乗じて算出するものとする。)(を乗じて得た額

第十六条第二項第二号八からりまでを削る。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五十五号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。別表第二の十二の項の次に次のように加える。

十二の二 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十条の二第二項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付	収支報告書等の写しの交付手数料	用紙一枚につき十円
---	-----------------	-----------

附則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五十六号

山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例

山梨県営病院諸収入条例(昭和四十年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 産科医療補償制度負担金	一件	三〇、〇〇〇円
(多胎分べんの場合にあつては、第二児以降一児につき、三〇、〇〇〇円を加算した額)		

附則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五十七号

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例

山梨県道路法施行条例(平成十二年山梨県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第七条第九号及び第十号」を「第七条第十号及び第十一号」に改める。
 第八条中第九号を第十号とし、第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 政令第十一条の七第一項に規定する心急仮設住宅
- 別表中備考以外の部分を次のように改める。
 別表(第七条関係)

占 用 物 件	単 位	占 用 料	
		所 在 地	
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	一本につき一年	市	六百三十円
		町村	五百三十円
			九百七十円
第二種電柱		市	九百七十円
		町村	八百二十円
第三種電柱			千三百円
			千百円

第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他
長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年
五百六十円	九百円	千二百円	五十六円	六円	三円	五百五十円	三百四十円	千円	四百七十円	二千円	千円
四百八十円	七百六十円	千円	四十八円	五円	三円	四百七十円	二百九十円	九百五十円	四百円	千円	九百五十円

法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの
長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年
二十四円	三十四円	五十一円	六十七円	百円	百三十円	二百四十円	三百四十円	六百七十円	六百七十円
二十円	二十九円	四十三円	五十七円	八十六円	百十円	二百円	二百九十円	五百七十円	五百七十円

政令第七 条第一号に掲 げる物件	看板(アー チであるも のを除く。)	一時的に設 けるもの	その他	法第三十二 条第一項第 六号に掲げ る施設	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	その他	地下に設ける通路	上空に設ける通路	地下街及び 地下室	階数が一の もの	階数が二の もの	階数が三以 上のもの	法第三十二 条第一項第 五号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第三号及び第四号 に掲げる施設	占有面積一平方 メートルにつき	千円	九百五十円
															表示面積一平方 メートルにつき 一月	二百円	百円
その他															表示面積一平方 メートルにつき 一年	二千円	千円

政令第七 条第六号に掲 げる施設並 建築物	政令第七 条第四号に掲 げる仮設建築物 及び同条第五 号に掲げる施設	政令第七 条第二号に掲 げる工事用施設 及び同条第三 号に掲げる工 事用材料	アーチ	幕(政令第 七条第二号 に掲げる工 事に際し、 一時的に設 けるものを 除く。)	旗ざお	標識	その他	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その他	幕(政令第 七条第二号 に掲げる工 事に際し、 一時的に設 けるものを 除く。)	その他	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その他	旗ざお	標識	占有面積一平方 メートルにつき 一年	百十円	九百円
																占有面積一平方 メートルにつき 一月	二百円	二十円
その他			車道を横断 するもの	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その面積一平方 メートルにつき 一月	千円	七百六十円
			その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	一基につき一月	二千円	十円
																その面積一平方 メートルにつき 一月	千円	百円
																その面積一平方 メートルにつき 一月	千円	百円
																その面積一平方 メートルにつき 一年	九十五円	十円
																その面積一平方 メートルにつき 一年	九十五円	十円

別表第三中、「第二十三条の八」を削る。

別表第四第一号の表中、「一万円」を、「一万六千円」に、「九千円」を、「一万六千円」に、「一万二千円」を、「一万九千円」に、「一万千円」を、「一万九千円」に、「一万六千円」を、「二万五千円」に、「一万五千円」を、「二万五千円」に、「二万二千円」を、「四万五千円」に、「二万千円」を、「四万三千円」に、「三万六千円」を、「五万九千円」に、「三万五千円」を、「五万六千円」に、「五万円」を、「八万円」に、「四万七千円」を、「七万五千円」に、「十二万円」を、「十二万七千円」に、「十一万円」を、「十二万二千円」に、「十九万円」を、「十九万九千円」に、「十八万円」を、「十九万四千円」に、「三十八万円」を、「四十万三千円」に、「三十七万円」を、「三十九万八千円」に改め、別表第四第二号の表中、「一万三千円」を、「三万六千円」に、「一万二千円」を、「三万五千円」に、「八千円」を、「三万二千円」に改め、別表第四第三号の表中、「九千円」を、「三万千円」に改める。

別表第五第一号の表中、「九千円」を、「一万六千円」に、「一万千円」を、「一万九千円」に、「一万五千円」を、「二万四千円」に、「二万円」を、「三万三千円」に、「三万三千円」を、「四万千円」に、「四万五千円」を、「五万五千円」に、「十万円」を、「八万八千円」に、「十六万円」を、「十四万二千円」に、「三十三万円」を、「二十九万円」に改め、別表第五第二号の表中、「一万二千円」を、「一万四千円」に、「八千円」を、「一万円」に改め、別表第五第三号の表中、「九千円」を、「一万千円」に改める。

別表第六の一の項中、「含む。」の下に、「又は第十八条第二十二項第一号（法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の十一の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県建築基準法施行条例第二十三条の十一の規定は、前項ただし書に規定する日以後にされた第二十三条の三第一号に規定する確認の申請又は同条第五号に規定する計画の通知に係る手数料について適用し、同日前にされた当該確認の申請又は当該計画の通知に係る手数料については、なお従前の例による。

3 附則第一項ただし書に規定する日からこの条例の施行の日の前日までの間における第二十三条の十一の規定の適用については、同条中「場合」とあるのは、「場合又は法第十八条第二項の規定による計画の通知に係る計画に同条第四項の規定による構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれる場合」と、「第二十三条の四第

二項（第二十三条の八第一項において準用する場合を含む。）とあるのは、「第二十三条の四第二項」と、「第二十三条の四第一項（第二十三条の八第一項において準用する場合を含む。）とあるのは「同条第一項」と、「相当する額」とあるのは「相当する額又は計画通知手数料の額」とする。

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十九号

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「委員会」を「常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会」に改め、同項に後段として次のように加える。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（次項において「協議等の場」という。）に出席するため旅行したときも、同様とする。

第四条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、山梨県議会議事堂において開かれる会議又は協議等の場に出席するため旅行したときの旅費の額は、別表第二のとおりとする。

第四条第三項を削る。

第四条第四項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

職名	区分	
	鉄道賃	車賃
議長	運賃及び当該乗車に要する料金	一キロメートルにつき三七円又は実費額（その額が一四、八〇〇円を超える場合においては一四、八〇〇円）
副議長		
議員	費額	

備考

- 1 鉄道賃のうち当該乗車に要する料金については、公務上の必要があると議長が認めた場合に限り、支給することができる。
- 2 車賃については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情があると議長が認めた場合に限り、実費額により支給することができる。
- 3 宿泊料については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情があると議長が認めた場合に限り、支給することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番